

令和 6 年 第 1 2 回

印西市教育委員会定例会会議録

令和 6 年 1 2 月 2 0 日（金）

令和6年第12回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和6年12月20日(金)午後1時30分

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 議案第1号

印西市「コミュニティ・スクール」導入推進計画の策定について

日程第 5 議案第2号

印西市学校運営協議会規則の制定について

日程第 6 議案第3号

印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 7 議案第4号

印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 8 議案第5号

印西市教育委員会児童・生徒表彰規程の一部を改正する訓令の制定について

日程第 9 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	渡	邊	義	規
1 番	教育長職務代理者	寺	田	充	良
2 番	委 員	豊	田	光	弘
3 番	委 員	長	尾	香	奈
4 番	委 員	屋	敷		毅

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	三	門	宜	典
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	鈴	木	圭	一

学 務 課 長	加 藤 知 巳
指 導 課 長	石 川 真 樹 子
学 校 給 食 課 長	出 山 健 生
生 涯 学 習 課 長	飯 島 正 義

職務のため出席した職員(3名)

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	秋 山 和 俊
教 育 総 務 課 総 務 係 長	清 水 純 一 郎
教 育 総 務 課 総 務 係 主 査	佐 々 木 洋 子

(13時30分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより、令和6年第12回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、3番、長尾委員を指名いたします。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

まず、経過報告のほうからいたします。

11月14日木曜日、不登校支援に係る協議会が市役所で開催され、出席いたしました。

同日、政策調整会議が市役所において開催され、出席いたしました。

同じく第2回カーボンニュートラル推進本部会議が市役所であり、出席いたしました。

15日金曜日、行政改革推進本部会議が市役所であり、出席いたしました。

同日、印旛中学校創立50周年記念式典が印旛中学校で開催され、出席いたしました。

同日、第4回教育支援委員会が市役所であり、出席いたしました。

17日日曜日、市民文化祭ダンスフェスティバルの総合部門が文化ールで開催され、参観いたしました。

同日、小林コミュニティまつりが小林コミュニティプラザで開催され、参観いたしました。

18日月曜日、第122回印旛郡市文化財センター理事会が佐倉市において開催され、出席いたしました。

19日火曜日、市議会全員協議会が議場にて開催され、出席いたしました。

同日、第7回市教頭会議が印旛公民館にて開催され、出席いたしました。

20日水曜日、令和6年度印教連研修視察及び意見交換会が流山市ほかで開催され、教育委員の皆様とともに視察に行っていました。

21日木曜日、公共施設マネジメント推進本部会議が市役所で開催され、出席いたしました。

22日金曜日、小林小学校創立150周年記念式典が小林小学校にて開催され、出席いたしました。

23日土曜日、市民文化祭舞踊と邦楽の集いが文化ホールで開催され、参観いたしました。

24日日曜日、市民文化祭能楽の集いが文化ホールにて開催され、参観いたしました。

27日水曜日、第18回印西小学校駅伝競走大会が松山下公園陸上競技場にて開催され、参観いたしました。

29日金曜日、令和6年第4回市議会定例会が12月19日までの会期で開催され、出席いたしました。

12月1日日曜日、第94回印旛郡市駅伝競走大会が佐倉市において開催され、参観いたしました。

6日金曜日、市議会全員協議会が議場にて開催され、出席いたしました。

7日土曜日、原小学校教職員と保護者の会の代表の方々との意見交換会が原小学校であり、出席いたしました。

11日水曜日、第8回市教頭会議がそうふけ公民館であり、出席いたしました。

12日木曜日、小学校芸術鑑賞教室が13日まで2日間の日程で文化ホー

ルにて開催され、参観いたしました。

同日、順天堂大学箱根駅伝大会激励会が順天堂大学さくらキャンパスにおいて開催され、出席いたしました。

14日土曜日、原小学校過大規模校の対応に係る地域自治会代表の方々との意見交換会があり、ここに記載漏れましたが、ディアランド集会所及び牧の原地域交流センターで開催いたしまして、出席いたしました。

15日日曜日、同じく原小学校過大規模校の対応に係る地域自治会代表の方々との意見交換会がスターリア・ワールド印西牧の原集会所であり、出席いたしました。

17日火曜日、北総教育事務所人事関係の一次面接が栄町であり、出席いたしました。

18日水曜日、第6回WBSC U-15ワールドカップ出場、世界一となりました中嶋蒼空選手に対しまして、市長特別賞の表彰式が市役所であり、参加いたしました。

20日金曜日、本日です、第12回教育委員会定例会が今ここで開催されております。

この後、令和6年度第2回総合教育会議が市役所で行われ、委員の皆様とともに出席いたします。

裏面に行きまして、今後の行事予定についてです。

12月21日土曜日、原小学校過大規模校の対応に係る地区意見交換会が開催され、出席する予定です。これについては22日日曜日にも開催いたします。

22日日曜日、原小学校過大規模校の対応に係る原小学校保護者との意見交換会が原小学校にて開催され、出席いたします。

24日火曜日、FIRST LEGO League Challenge世界大会、原山小学校出身のチーム・ブルーデージーが、6年生だった、現中学1年生ですね、世界大会に出場しまして、素晴らしい成績を挙げたということで、市長特別賞表彰式が市役所であり、私も参加する予定でございます。

1月8日水曜日、政策調整会議が市役所であり、出席する予定です。

同日、第4回印旛地区教育長会議が佐倉市であり、出席する予定です。

11日土曜日、町内会自治会連合会賀詞交歓会が印西市内であり、出席する予定です。

12日日曜日、令和7年印西市二十歳を祝う会が松山下公園総合体育館で開催され、出席する予定です。

13日月曜日、印西市上級職員採用面接が市役所であり、面接を行う予定でございます。

16日木曜日、第6回市校長会議が六合小学校であり、出席する予定です。

同日、印西市商工会新年賀詞交歓会が印西市で行われ、出席する予定

各 委 員
教 育 長

職 務 代 理 者
(議案第1号)

職 務 代 理 者

生涯学習課長

です。

18日土曜日、第8回印西近隣中学校新人駅伝競走大会が松山下公園陸上競技場で開催され、出席する予定です。

21日火曜日、第2回いじめ防止対策委員会が文化ホールで開催され、出席する予定です。

23日木曜日、コスモスパレットパレットⅡ竣工式典及び記念行事がコスモスパレットパレットⅡで開催され、そこに出席する予定です。

同日、令和7年第1回教育委員会定例会が市役所で行われ、出席する予定です。

以上でございます。

ご質問等ございますでしょうか。

ありません

それでは、ここからの議事進行につきましては、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、寺田教育長職務代理者をお願いいたします。

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

まず、日程第4 議案第1号 印西市「コミュニティ・スクール」導入推進計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

議案第1号 印西市「コミュニティ・スクール」導入推進計画の策定について。

印西市「コミュニティ・スクール」導入推進計画の策定について別紙のとおり定める。

令和6年12月20日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それではご説明をさせていただきます。

お手元の資料の「コミュニティ・スクール」導入推進計画（案）をご覧ください。

1ページ目をご覧ください。

I. コミュニティ・スクールについての基本的な考え方でございます。

読み上げます。

「コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を設置している学校のことをいいます。コミュニティ・スクールは、学校運営に対して保護者や地域住民が参画し、学校運営協議会を通して教育に対する課題や目標を共有し熟議することで、地域と一体となって子どもたちを育む学校づくりを進める仕組みです。」とあります。

このことにつきましては、別資料でご説明をさせていただきます。

この導入推進計画の後に添付してございますカラー刷りの資料「これからの学校と地域」の資料の2枚めくっていただきまして、3ページ目をご覧ください。

コミュニティ・スクールとはということでございますけども、コミュニティ・スクールは学校運営協議会を設置した学校で、学校運営協議会は法律に基づき、教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関ということでございます。

この仕組みを一言で申し上げますと、教育委員会が任命する協議会の委員が、学校運営に関わる仕組みということでございます。その下に仕組みの図がありますけども、こちらでご説明をさせていただきます。

まず、左側の四角のほうが市区町村教育委員会、真ん中の四角には学校運営協議会、右側の四角が校長とありますけども、左側の四角の教育委員会は、学校に協議会を設置します。これは法律に基づいて努力義務となっているものでございまして、その委員を教育委員会が任命をいたします。

そして、協議会の委員といいますのは、四角の真ん中にありますけども、保護者の代表者や地域住民の方などが、この協議会において学校の運営や支援についての協議を行うということでございます。

右側の校長という四角ございますけども、学校長は協議会に対して学校の運営の基本方針や教育活動などについての説明を行って、それに対して、協議会は承認や意見を述べるというような形になっております。

その下に学校運営協議会の主な3つの役割がございます。

1つ目、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。

2つ目、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べることができる。

3つ目、教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について教育委員会に意見を述べることができるということでございます。

それでは、改めまして導入推進計画にお戻りいただきたいと思います。

計画案の1ページ目の下段でございます。

(1)なぜコミュニティ・スクールを導入するのかということでございますけども、下から4行目、読み上げます。

コミュニティ・スクールを導入することにより、今後、地域の多くの人が学校づくりに参画し、地域と一体となり、地域とともにある学校づくりが進むものと考えます。また、このことは未来を担う子どもたちの豊かな成長を支えるため、社会総掛かりでの教育の実現を求める学習指導要領の趣旨にも合致しますということでございます。

この地域が一体となって子どもたちの成長を育んで、学びとともに子

どもたちに社会を生き抜く力というものを養っていくということが、最終的なこのコミュニティ・スクールを導入する目的でございます。

2ページ目をご覧ください。

(2) 社会に開かれた教育課程とコミュニティ・スクールの推進です。

下から3行目でございます。そのため、学校運営協議会を各学校（地区）に設置し、学校が主体性を維持しつつ、地域とともにある学校として運営するというところでございます。

(4) 本市におけるコミュニティ・スクールの導入スケジュールでございます。

印西市では、来年度、令和7年度に1校（地区）へ導入、検証を行います。8年度から段階的に導入を進めてまいりまして、令和10年度末には全小・中学校へ導入してまいりたいと考えております。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。

Ⅱ．導入により期待される効果、広がる可能性でございます。

このコミュニティ・スクールを導入することによりまして、様々な効果が期待されるわけでございますけれども、また関わる様々な方々にとっても有意義な仕組みであるということになります。

まず、1つ目は教育活動の目標・ビジョンが共有される。

2つ目は教育活動の持続可能な仕組みが構築される。

3つ目が教育活動の役割分担と当事者意識が生まれるということです。その下に児童・生徒、保護者、地域、学校にとっての可能性ということで、効果が様々あるということで考えております。

4ページ目をお願いいたします。

Ⅲ．コミュニティ・スクール導入における準備体制ということでございますけれども、導入に当たりまして様々な会議を進めてまいりたいと考えております。

5ページ目でございます。

コミュニティ・スクール導入に向け、教育委員会が行うことということで、(1)から(4)まででございます。

(1)は教育委員会規則の準備。こちらについては学校運営協議会というものを設置するわけですが、その協議会を設置するための規則の制定でございます。この規則の中で、学校運営協議会が行うこと、協議会委員の任命に関することや委員の守秘義務に関することなどを定めてまいります。

(2)としては、その委員任命の準備、3つ目としては協議会委員の報酬に関する条例の整備、予算措置、それから(4)でコミュニティ・スクール導入に向けた各種説明会等を実施してまいりたいと考えております。

6ページ目をお願いいたします。

V．導入に向け、学校が行うことということですが、(1)から(4)まででございますけれども、(4)のところで委員を選定するとござい

	す。この学校運営協議会の委員につきましては教育委員会が任命することとなりますが、任命にあたりましては設置する学校長の意見を聞くということになっておりますので、学校で委員を推薦していただくという形を考えております。 最後に7ページ目でございます。 Ⅵ．導入スケジュール・工程イメージということですが、導入に向けての事務的なフローを整理したものでございます。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
職務代理者	これから質疑を行います。
	質疑はございませんか。
豊田委員	豊田委員。
	それでは、4点ほど確認を含めて質問させていただきたいと思っておりますけれども、議長、1つずつがよろしいですか。
職務代理者	そうですね、1つずつでお願いします。
	豊田委員。
豊田委員	まず1点目ですけれども、協議会の委員となられる方、具体的にどういう方がなられるのか、確認をさせていただきたいと思っております。
職務代理者	生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えいたします。
	当協議会の委員につきましては、対象の学校の所在する地域の住民の方、学校に在籍する児童・生徒の保護者の方、その学校の運営に関して様々な現在活動をなさっている方々、学識を有する方、対象学校の校長先生や教職員の方々から選出させていただくことを考えております。
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	ありがとうございます。そうしますと、学校のほうから推薦をいただいて、委員会が任命をさせていただくというような形でよろしいわけですか。
職務代理者	生涯学習課長。
生涯学習課長	はい、おっしゃるとおりでございます。
豊田委員	それでは2点目の質問でございますけれども、教職員の任用に関する意見というものがございますけれども、これは具体的にどういった内容なのでしょうか。
職務代理者	生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えいたします。
	この教職員の任用に関しましては、個別の先生を任命するとかいうことではなくて、学校教育の中で、例えば英語教育を力を入れたいということであれば、英語力のある先生方の任用を求めると。それから、学校に関してリーダーシップをとっていただけるような中堅以上の先生を今この学校に欲しいというような、そういうような、学校運営に関して必要と考える先生についての任用に意見を述べるということでございます。

	す。
豊田委員	そうしますと、その対象となる学校で、こういった人材が必要だというようにリクエストを、言葉はちょっとおかしいですけど、リクエストできるような、そういった形なののでしょうか。
職務代理者	生涯学習課長。
生涯学習課長	おっしゃるとおりでございます。
豊田委員	ありがとうございます。それと、3点目になりますけれども、協議会制度を発足すると、例えば教職員の方の事務量ですとか負担が増すというようなことは考えられないのでしょうか。
職務代理者	生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えいたします。 協議会の設置にあたっては、その前後については、組織や活動の立ち上げに関する事務が一時的に増えることが予想されますが、学校運営にあたって学校それから地域、家庭、保護者等が適切な役割分担を担うということで、全体としては、教職員の皆様の負担は減少していくというふうに考えられます。
職務代理者	豊田委員。
豊田委員	そうしますと、会議が年に4、5回ですか、そういった会議が開催される場合の例えば資料の作成ですとか、そういったものというのは協議会の中でどなたがされるんですか。
職務代理者	生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えいたします。 協議会の中で会長・副会長という役割がありますが、会議資料は事務的な方が役割分担を持つことになってまいります。協議会での役割につきましては、各協議会の中で選出していただく事となります。
豊田委員	分かりました。そうしますと校長先生、教頭先生については会長にはなり得ないと理解していますが、そうしますと、委員の中からそういった事務を行うというような考えでよろしいわけですかね。
職務代理者	生涯学習課長。
生涯学習課長	おっしゃるとおりでございます。
豊田委員	最後の質問ですが、令和7年度に1校に導入を行う、試行的な検証を行うということでございますけど、これ差し支えなければどこを。お答えができない場合は結構ですけども。差し支えなければ教えてください。
職務代理者	生涯学習課長。
生涯学習課長	現在考えているのは、印西中学校区で考えております。印西中学校区につきましては、学校が印西中学校と大森小学校と木下小学校がございます。先ほど、学校ごとに設置するというご説明をしたときに、地区ごとということもございまして、地区ごとにもできるような、法律上ですね、先ほど申し上げた地方教育行政に関する法律の中で、2つ以上の学校区が関連性を持っているものについてはそこで運営をできるというこ

	とで、現在地域性であったり地域の規模、それから生活圏、学校の子どもたちの数であったり、そういったものを踏まえて、印西中学校区で導入してまいりたいと考えております。
豊田委員	そうしますと、今回制定される規則の中の第3条に定めているただし書きの部分、これを引用して行うということによろしいですか。
職務代理者 生涯学習課長	生涯学習課長。 おっしゃるとおりでございます。
豊田委員	分かりました、ありがとうございます。
職務代理者	ほかに質疑ありませんか。
	屋敷委員。
屋敷委員	屋敷です、よろしくお願いします。 このコミュニティ・スクールは近隣市町村でどのくらいの割合で導入されているものか。またどのような評価が出ているのか、何かご存じでしたらお願いしたいと思います。
職務代理者 生涯学習課長	生涯学習課長。 お答えいたします。 印旛郡内で申し上げますと、成田市、佐倉市や四街道市で導入しており、最近では白井市でも導入しており、いろいろな情報収集をしているところでございますが、それぞれの市、地域によっても特性があって、個別具体に行っていて、苦慮しているところもあるということは聞いております。当市の目標としては子どもたちの豊かな成長ということで考えておりますので、今後、他市の状況を収集しながら進めていきたいと思っております。
職務代理者 屋敷委員	屋敷委員。 運営協議会の委員の人数は大体どのくらいをお考えでしょうか。場合によって小規模校だとかなり選出が厳しかったりする場合もあるのかなと思うのですが。
職務代理者 生涯学習課長	生涯学習課長。 お答えいたします。 先ほど申し上げた方々の中から教育委員会が任命すると申し上げましたが、委員の定数については18名以内ということになってございます。そのため、その範囲内で各学校ごとに委員の数も定まってくるということでございます。
職務代理者 屋敷委員	屋敷委員。 ちなみに最低でどのくらい運営に関われるのか、教えていただきたいと思います。
職務代理者 生涯学習課長	生涯学習課長。 現在考えておりますのは、6名程度はなっていたきたいと。地域の住民の方々、保護者、それから学識者、学校の校長先生、教職員、それから地域活動をされている方でございます。

職務代理者

ほかに質疑は。

長尾委員

長尾委員。

ありがとうございます。ご説明ありがとうございました。

私は、実際、白井市の桜台小学校でコミュニティ・スクールがスタートしたというお話を伺いまして、そこでこのコミュニティ・スクールで実際に保護者として協力されている方のお話を伺ったことがあります。一度学校で、この学校はコミュニティ・スクールを開始しますという説明会があったということで、その中でいろいろ資料などを見させていただいて説明があったようですが、ちょっと内容とか方向性というものがよく分からない、よく分からないのでその必要性があまり伝わらないまま、マンパワーの確保が難しいまま始まってしまったという話でした。

そういう話を伺ったので、ぜひ印西市ではスタートするにあたって、やはり皆さんに分かりやすい、例えば内容を具体的に、先ほどの資料で、これからの学校と地域の中の4ページに地域学校協働活動とはで、こういう方向などの内容が書いてあるのですが、もう少し具体的にどうということをしてどういう方が来てということですか、それが持続可能なこれから先に何につながるのか、1回やって終わりではなくて、ちゃんと次につながる内容であってほしいなというふうに感じました。

その上で、内容というものは学校によって違うというようなことを先ほどおっしゃっていたかと思いますが、内容は、その委員の選出された方々でこういうことをやっていこうということを決められるのか、それとも印西市としてはこういうことをやっていくというのを、教育委員会の中で決めていくのか。何か具体的な決まっていることがありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えいたします。

まず、学校の運営方針は誰が決めるのかという点については、先ほど資料のこれからの学校と地域の3ページのコミュニティ・スクールの仕組みという図でご説明しましたが、学校運営の方針は、本来学校の校長先生が定めて運営をされているのですが、それについて一定の権限を有する学校運営協議会に説明を行って、それを承認していただくものでございます。最終的には学校運営については、その方針に基づいて学校が行っていくということになります。

それから、地域によって色々な課題があるとおっしゃられましたけれども、学校については学校の勉強とか学習、教育を行うところですけども、子どもたちを取り巻く地域の様々な課題があると思うんですね。例えば登下校時の交通安全の問題、防犯の問題、防災の問題、それから不登校の問題、いじめ問題、そういったいろいろな問題がございます。

それらについて、今まで学校の先生方が中心となって関わっていらっしゃったわけですけども、地域の様々な人材の皆様にも参画していただ

	いて、子どもたちにいろいろな体験学習、自然学習、奉仕活動やボランティア活動など、そういったものの機会をとっていただいて、先ほど申し上げた社会で生き抜いていけるような子どもたちを育んでいくというのが最終目的でございますので、このことについては、学校の周りの地域の方々のご理解とご協力がなければこの仕組みというのは動いていきませんので、長尾委員がご指摘いただいた点、分かりやすく説明を行う、資料作りを行う、それから丁寧な対話と共創というものを意識して進めてまいりたいと思います。 以上でございます。
職務代理者	ほかに質疑ございませんか。
屋敷委員	屋敷委員。 内容を見ていると、PTAや保護者会などが活動していることとかなり近いような気がするのですが、どのような違いがありますか。
職務代理者	生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えいたします。 まず、PTAという団体は教職員の方と保護者で構成される団体ということで、具体的な活動としては、学校行事があったときに保護者の方々に協力をいただいております。今回設置する学校運営協議会というのは、法令に基づく合議制の機関であります。学校運営に関して熟議検討調査を行うというところで、活動を主とする団体と、それから学校運営に参画して検討を行う組織という点で、違いがございます。
職務代理者	屋敷委員。
屋敷委員	ちなみに、これは学校単位、学校区単位になりますか。
職務代理者	生涯学習課長。
生涯学習課長	お答えいたします。 基本的には学校ごとの設置になりますけども、2以上の学校運営に関して相互の密接な連携を図る必要があるときは、2以上の学校を一つの単位とする協議会を設置することはできるという規定がございますので、どちらもできることとなっております。
職務代理者	屋敷委員。
屋敷委員	小規模校は単独では恐らくきついかないと。本埜で言えば本埜小、本埜中が一つになるとか、そういう形ができればいいかなと思います。ありがとうございます。
職務代理者	ありがとうございました。
豊田委員	豊田委員。 先ほどの長尾委員のお話の中で、その学校によっていろいろなやり方とか手法があるというようなお話をいただいたんですけども、結局協議会の委員になられる皆さんに、その役割とか責任等をまず最初に正しく理解していただくという必要があると思いますけれども。 この規則の第13条に書かれているとおりだと思いますけれども、研修

職務代理者
生涯学習課長

という見出しのところがありますけども、教育委員会が委員に対して、協議会委員の役割・責任等について正しい理解を得るために必要に応じて研修を行うものとする。

これは結成された後に行うということも大事だとは思いますが、まず始まる前によくその辺、協議会というものの理解をしていただくというのも大変大事なことでないかなと思いますので、いろいろ予算等もかかるころだとは思いますが、よろしくお取り計らいのほうをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

生涯学習課長。

お答えします。

委員の皆様おっしゃられていることは、ただ設置して形だけになるようなことのないように、実効性のある継続性のある効果のある協議会を、コミュニティ・スクールをつくっていくようにというご指摘と承知いたしましたので、それに基づいて進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

ありません

質疑なしと認めます。

議案第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(議案第2号)
職務代理者

日程第5 議案第2号 印西市学校運営協議会規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長

生涯学習課長。

議案第2号 印西市学校運営協議会規則の制定について。

印西市学校運営協議会規則を次のように制定する。

令和6年12月20日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それではご説明いたします。

議案第2号審議資料2-1をご覧ください。

1 制定の要旨は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、印西市学校運営協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

2 条文の内容でございます。

第1条から第15条までございます。設置の目的や組織の内容などございますけども、主な条文についてのご説明をさせていただきたいと思えます。議案資料にお戻りいただきたいと思えます。

第2条協議会の設置の目的でございます。

協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、印西市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等により、学校運営への参画及び支援並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とすると規定しております。

第3条協議会の設置についてでございます。

先ほども申し上げましたが、学校ごとに協議会を置くこととすると。ただし、本市においては2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、それを1つの単位とすることができる、という規定をさせていただいております。

第4条をお願いいたします。組織でございます。

前条に定める協議会の委員の定数は、18人以内とする。

第2項、委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が任命するというで、第1号から第7号までを規定させていただいております。

続きまして、第4項、委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第6項、委員は非常勤特別職とする。

第7項、委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによるということです。

第5条につきましては、委員の守秘義務等でございます。

この協議会の熟議される内容は、個人情報に関する場合などがござえます。そのため、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするということで、規定させていただきたいと思っております。

第8条、会議の公開でございます。

会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

第1号対象学校の職員の任用に関する事項について審議する場合は非公開と。

第2号前号に掲げるもののほか、特別の事情により、協議会が公開すべきでないとした場合ということでもあります。

第12条をお願いいたします。対象学校の職員の任用に関する協議会の意見ということでござえますけども、法第47条の5第7項といえますのは、対象学校の職員の任用に関して、協議会の委員が意見を述べることができる規定されております。そのことに関する内容でございます。

第1号対象学校の運営の基本的な方針の実現に資する当該対象学校の職員の任用に関する事項。

第2号対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用

	に関する事項でございます。 附則の施行期日でございますが、この規則は令和7年4月1日から施行するということで考えております。 説明は以上でございます。
職務代理者	ありがとうございます。 これから質疑を行います。 質疑はございませんか。よろしいですか。 屋敷委員。
屋 敷 委 員	委員の報酬は非常勤特別職で支払うようになっていますが、1人当たりどのくらいの報酬が頂けるようになるのでしょうか。
職務代理者 生涯学習課長	生涯学習課長。 お答えいたします。 本協議会委員の報酬につきましては、印西市の非常勤特別職に関する条例の中で定められるわけでございますが、会議の回数については現在年間4回程度を考えておりますが、その他の様々学校見学等などもしていただいて、まず学校の状況を知っていただきたいということもございまして、日額ではなく年額ということで、3万円ということで考えております。
職務代理者	ほかに質疑は。 豊田委員。
豊 田 委 員	第5条関係でお聞きしますが、委員の守秘義務等ということですが、非常勤の特別職ということで、これは公務員と同じような罰則があるという解釈でよろしいのでしょうか。例えばみだりに知り得た秘密を漏らした場合、それが明らかになったような場合は、例えば職員なら懲戒処分だとかそういうのがあると思いますが、やはり同じような罰則が行われるということでしょうか。
職務代理者 生涯学習課長	生涯学習課長。 お答えいたします。 この協議会委員については、先ほど申し上げたように特別職の職員、職員であって非常勤であるということでございますので、公務員の特別職の非常勤ということで、同様の扱いになるものと考えております。なお、この第5条の第2項のところに、委員は次に掲げる行為をしてはならないということで、委員たるにふさわしくない非行を行うこと、この委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用することなど、学校運営に支障をきたすようなことを行ってはならないとありまして、本規則の第14条のほうに委員の解任ということで、第5条の規定に違反した場合には、委員を解任させていただくという規定も設けております。
職務代理者 豊 田 委 員	よろしいですか。 大体分かりました。

職務代理者
生涯学習課長
豊田委員

あともう1点ですが、附則の第2項、これは令和7年に試行運用するための条文で、7年以降についてはこれがなくなってくるのでしょうか。一番最後の附則第2項。

生涯学習課長。

おっしゃるとおりでございます。

分かりました。それと、あとは規則だけじゃなくて、この後要綱ですとかそういったものの制定も行われると思いますが、同じようなものでよろしいわけですか。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

先ほどのまずお答えの訂正をさせていただきたいんですが、第2項の準備行為については、令和7年4月以前の行為に関することとございまして、7年4月を超えても規則上はこの文言は残りますけれども、その実質的な内容というのは、4月を超えれば発生しないということになります。

職務代理者
豊田委員
職務代理者
生涯学習課長
豊田委員
職務代理者

豊田委員。

改正のときに、そうするとなくなるというようなことでしょうか。

生涯学習課長。

その点については検討させていただきたいと思います。

分かりました、ありがとうございます。

ほかに質疑ありませんか。

長尾委員。

長尾委員
職務代理者
生涯学習課長

こちらの協議会委員は、任期というのがありますでしょうか。

生涯学習課長。

お答えいたします。

委員の任期については2年で考えております。

職務代理者
長尾委員

長尾委員。

2年というのは、任命というふうに記載されていたかと思いますが、2年の任期が超えても、引き続きご本人が協力したいという意思があれば、それ以降も続けることができるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

お答えいたします。

その方のご意向もございまして、また教育委員会のほうでその委員の方に再任していただくかについては、教育委員会のほうでご審議いただきたいと思っております。

職務代理者
各委員
職務代理者

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

はい

質疑なしと認めます。

議案第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

各 委 員
職 務 代 理 者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(議案第3号)
職 務 代 理 者

日程第6 議案第3号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第3号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年12月20日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それではご説明をいたします。

審議資料の3-1ページをご覧ください。

1 改正の要旨は、印西市立公民館の施設使用に際し、使用申請期限や使用料還付等の手続、それに必要な様式等について規定を改めるものでございます。

2 改正の理由は、使用申請期限や還付等について整理し、使用者のサービス向上を図るため改正するものでございます。

3 施行期日は令和7年4月1日でございます。

4 新旧対照表でございます。改正の主な内容についてご説明をさせていただきます。

第4条に関しては、公民館の使用許可申請に関することでございます。第4条の3の第5項、右側の旧の中身でございます。利用者登録をした者は、使用日の属する月の2月前の月の9日から使用日の3日前の間に予約規則に基づき、随時予約をすることができるとございます。その左側の新でございますけども、使用日の2か月前の9日から使用日の3日前というものを、前日までに改めるものでございます。

続きまして、次のページの右の欄の第6条の2、3-2ページの6条の2をお願いいたします。

こちらの条項の見出しを、使用料減免団体から使用料の減免に改めるものでございます。また、第1項に使用料の減免に関する申請手続に関する規定を加え、第2項に減免の決定に関する規定を加えるものでございます。

続きまして、第11条、左側の欄に使用の取消しの手続に関する規定を加えるものでございます。

第12条使用料の還付に関する規定を加えるものでございます。この使用料の還付に関する規定でございますけども、公民館の設置及び管理に

関する条例の第10条に、公民館の使用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があるときはその限りではないという条項がございまして、この規則の中でただし書の部分の内容、ただし認める場合はこういうことというものの条文があるんですが、その内容が次の第1号から第3号にございます。

第1号教育委員会が管理上その他やむを得ない理由により使用を停止し、または使用の許可を取り消した場合に全額。

第2号天災その他使用者の責によらない理由により使用できない場合に全額。

第3号使用日の10日前までに使用の取消しを申し出て教育委員会の承認を得た場合に全額。

こちらの条項については、中央駅前地域交流館の規則と整合を図っているもので、公民館の規則に現在なかったもので、それらを合わせる形ということでございます。

続きまして、3-3ページの右側の欄の第7条損害賠償に関する規定でございます。こちらは、公民館施設を破損等をした場合の損害賠償に関する規定でございまして、その手続と様式の規定を加えるものでございます。

続きまして、第11条公民館の事務分掌に関する規定でございます。第11号ですが、右の欄に文化ホール、中央駅前地域交流館の使用に関する手続は公民館の事務分掌にはございましたが、当該施設につきましては指定管理者制度の導入によりまして、当該施設の使用手続に関するものを削るものでございます。

最後に、このたびの規則改正に伴いまして、様式を加えるものでございます。

説明は以上でございます。

ありがとうございます。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

長尾委員。

第10条で、使用料の減額または免除を受けようとする者は、印西市立公民館減免申請書を申請すると記載されていますが、この減額または免除を受ける基準はありますか。

生涯学習課長。

お答えいたします。

この公民館使用料の減免に関する基準につきましては、その使用目的が社会教育関係団体や福祉団体等の活動に使用される場合については減免となります。当該公民館については社会教育法に基づく社会教育施設ということで、それらに関する活動をされる場合については使用料減免をさせていただくということです。

職 務 代 理 者

長 尾 委 員

職 務 代 理 者
生涯学習課長

職務代理者	ほかに質疑ありませんか。
屋敷委員	屋敷委員。 使用料の還付、12条です。減免という言葉はよく聞いたことがあったのですが、あまり使用料の還付という言葉は聞いたことがなかったもので、実際年間どのくらい行われたり、またその金額が幾らぐらいなのか、もし分かれば教えてください。
職務代理者 生涯学習課長	生涯学習課長。 お答えいたします。 まず使用料の還付につきましては、一度頂いた使用料を、それをお返しするというのが還付ということでございますけども、直近の1年間で申し上げますと、年間30件から40件ぐらいの還付手続がございました。月額ですと1,700円ぐらいでございます。
職務代理者 屋敷委員 職務代理者 生涯学習課長	屋敷委員。 ちなみにどのような理由が主なのでしょうか。 生涯学習課長。 お答えいたします。 新型コロナウイルスの関係で、感染症が拡大したときなどの場合には安全に施設を利用していただくことができない、市のほうでも感染拡大を防ぐという観点でやっておりましたので、そのような場合ですとか、中央公民館についてはこの夏、冷房施設に不具合ございましたためご利用を控えられたという方については、還付をさせていただいております。
職務代理者 各委員 職務代理者	ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。 ありません 質疑なしと認めます。 議案第3号について採決をします。 お諮りいたします。 議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
各委員 職務代理者	異議なし 異議なしと認めます。 したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
(議案第4号) 職務代理者	日程第7 議案第4号 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 生涯学習課長。
生涯学習課長	議案第4号 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。 印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の

職務代理者
各 委 員
職務代理者

各 委 員
職務代理者

(議案第5号)
職務代理者

教育総務課長

一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年12月20日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それではご説明をさせていただきます。

審議資料4-1ページをご覧ください。

1 改正の要旨は、中央駅前地域交流館の施設利用を取り消した者の使用料の還付規定を改めるものでございます。

2 改正の理由は、施設の利用に関する規定を見直し、他の施設と整合性を図るものでございます。

3 施行期日は令和7年4月1日でございます。

4 新旧対照表についてご説明いたします。

第12条使用料の還付に関する規定の第3号につきまして、半額を全額に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

この件について質疑はありませんか。

ありません

質疑なしと認めます。

議案第4号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

引き続き、日程第8 議案第5号 印西市教育委員会児童・生徒表彰規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

議案第5号 印西市教育委員会児童・生徒表彰規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和6年12月20日提出。

印西市教育委員会教育長、渡邊義規。

それでは、審議資料に基づきご説明させていただきます。

1 改正の要旨でございますが、第1条に定める表彰対象について、印西市内に在住するまたは印西市内の小・中学校に在籍する児童・生徒に改めるとともに、第3条第3項として印西市内の小・中学校以外の児童・生徒表彰の審査方法についての規定を新たに加えるものでございます。

2 改正の理由でございますが、これまで公立小・中学校のみが表彰対象であったものですが、公平性や意欲向上の観点から、私立の小・中学校の児童・生徒も対象となるよう、所要の改正を行うものでございま

職務代理者

各 委 員
職務代理者

各 委 員
職務代理者

(その他)
職務代理者

学 務 課 長

す。

なお、審査の方法としては、学校からの推薦の代わりに、保護者等から表彰対象となる成績の調査、在学の確認等により審査する予定でございます。

施行期日は公布の日とし、令和6年度の表彰から対象とするものでございます。

説明は以上でございます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

ありません

質疑なしと認めます。

議案第5号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 その他について何かございませんか。

学務課長。

学務課からです。2点ございます。

まず1点目ですが、印西市就学援助費支給事務取扱要領の一部改正についてでございます。

お手元の資料の要領2枚目の裏面、別表1の支給額の表がございますので、そこをご覧くださいというふうに思います。

昨年度中学校における新入学児童・生徒学用品費を、文部科学省からの通知があつて、6万3,000円に支給額を変更いたしました。今回同様に通知がありまして、小学校における新入学児童・生徒学用品費及び新入学予定者学用品費を、5万4,060円から5万7,060円に変更するものでございます。

なお、この要領は令和7年3月1日から施行し、令和7年4月1日以降に小学校入学予定者の者から適用できるようにいたします。

続きまして、お手元の資料はございませんが、先ほど教育長の経過報告のところでありました、原小学校過大規模校の対応に関する意見交換会について、簡単でございますが説明をさせていただきます。

今週末21日土曜日、22日日曜日におきまして、東の原地区住民及び東の原地区保護者、原・草深地区保護者に対しまして、原小学校分離新設の現在の状況を伝え、保護者及び近隣住民と意見交換をし、理解と協力が得られるようにする意見交換会を実施するものでございます。

今回の内容につきましては、対策の検討状況について説明をさせてい

	ただき、それに伴う意見交換会についてを受け付けていくというふうな予定になっております。 本市の職員から出席者としましては、市長、教育長、以下教育部長をはじめとする関係課の職員となっております。 なお、この意見交換会の内容、詳細につきましては次回の定例会で報告させていただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上でございます。
職 務 代 理 者	ありがとうございます。 この件について質問はありませんか。
豊 田 委 員	豊田委員。 事務取扱要領の今回の改正という部分ではないですけども、私ちょっと解釈が分からないんですけど、第8条の第1項第5号学校給食費は、というのがありますが、これはこのままでよろしいのですか。削除だとかする必要が今はないのでしょうか。例えば無償化の関係。これは今回の改正と全然関係ありませんが、ちょっと気になって。
職 務 代 理 者 学 務 課 長	学務課長。 今委員のご指摘のとおりなのですが、自分の認識の中では、ここは過去にこの定例会で変えたという記憶があるんですが、すみません、ちょっと確認いたします。申し訳ございません。
豊 田 委 員 職 務 代 理 者	分かりました、それなら結構です。 ほかに何か。
生涯学習課長	生涯学習課長。 生涯学習課で3点ご報告をさせていただきます。 まず1点目でございます。令和6年度文化財防災訓練実施についてでございます。 お手元の資料をご覧ください。 4 日時は令和7年1月26日日曜日午前10時から、印西市小倉の国指定重要文化財宝珠院観音堂で実施をいたします。 6 の訓練種目ですが、①火災発見者による通報訓練、②地域住民による初期消火訓練、③印西西消防署及び印西市消防団による放水訓練でございます。 なお、教育委員の皆様におかれましては、ご都合がつかれましたらご見学をいただければと思っております。 続きまして2点目、印西市立公民館等防犯カメラの設置及び管理運用要綱の制定についてのご報告でございます。 今回制定の要旨でございますが、印西市立公民館、それから中央駅前地域交流館のほうにカメラを設置しておりまして、それぞれの公民館においては、内規等により管理運用を行っていたわけでございますが、必要な事項を統一して、今回要綱ということで設定をしたものでござい

	す。
	施行期日につきましては、令和6年12月10日に施行させていただいております。
	最後に、印西市立木下交流の杜歴史資料センター防犯カメラの設置及び管理運用要綱の制定についてでございます。
	本要綱の制定の趣旨でございますが、平成28年度に、当センター改修時に防犯カメラの管理運営の規程を制定して運用していたわけですが、他の生涯学習施設と内容の整合を図りつつ、今回要綱として制定をさせていただいたものでございます。
	施行期日につきましては、12月10日に施行させていただいております。
職 務 代 理 者	ご報告は以上になります。
	ご報告ありがとうございました。
	ほかに何かございますか。
学 務 課 長	学務課長。
	先ほど豊田委員にご指摘をいただいた第5号のところですが、ここは学校給食費の無償化に伴ってこういうふうに変更をしたものでございます。つまり、学校給食費自体がなくなっておらず、今回無償化になっただけであって、免除になっただけですね。ですので、このところの取扱いとして今までどおりというか、今後は一括して学務課がこの学校給食費は学校給食課のほうに支払いをするというふうな形で、事務の進め方を変更させていただいているということです。
豊 田 委 員	無償にすることができるということだから、残っていてもいいわけですよ。
学 務 課 長	そうですね。
職 務 代 理 者	ほかに何かございますか。ありませんか。
	それでは、その他を終わります。
	それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしくお願いいたします。
教 育 長	どうもありがとうございました。
	では、事務局から次回教育委員会開催日について連絡がございます。
教育総務課長	教育総務課長。
	次回の教育委員会会議の開催日についてご連絡します。
	令和7年第1回印西市教育委員会定例会につきましては、1月23日木曜日午後2時から、こちらの41会議室で行う予定でございます。
	以上でございます。
教 育 長 (閉議の宣告)	ありがとうございました。
教 育 長	では、以上で本日の日程は全て終了いたしました。 会議を閉じます。

(閉会の宣告)

教 育 長

以上をもちまして、令和6年第12回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(14時52分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年12月20日

教 育 長 渡 邊 義 規

署 名 委 員 長 尾 香 奈